

平成 18 年 9 月 15 日



三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部
中国業務支援室

<中国／規定・手続>
輸出に伴う増値税還付率引下げ
(財税【2006】139号)

中国財政部等政府 5 部門より 2006 年 9 月 14 日付で、輸出に伴う増値税の還付率引下げが発表されましたので、関連通知の仮訳を以下の通りご案内します。なお、実施は 2006 年 9 月 15 日です。

－ 記 －

財政部、発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務総局

**一部商品の輸出増値税還付率調整及び加工貿易禁止類商品目録の
増補に関する通知**
財税【2006】139号

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）、国家税務局、発展改革委員会、商務主管部門、税関総署広東分署、天津・上海特別派遣弁公室、各直属の税関、新疆生産建設兵団財務局・発展改革委員会：

国務院の批准により、一部輸出商品の増値税還付率を調整すると同時に、加工貿易禁止類商品目録を増補した。関連事項を以下の通り通知する。

一、 一部輸出商品の増値税還付率を調整

(一) 下記商品の輸出増値税還付を取り消す。

- 1、 輸出入税則第 25 章に記載されている塩、セメント以外の非金属類鉱産品；石炭、天然ガス、パラフィン、アスファルト、シリコン、ヒ素、石材、非鉄金属及び廃棄物等。
- 2、 金属セラミック、25 種類の農薬と半製品、一部の革製品、鉛酸化蓄電池、酸化水銀電池等。
- 3、 カシミア、木炭、枕木、コルク製品、一部の木材一次加工製品等。

商品名詳細及び関税コード（税号）は添付 1 を参照。

(二) 下記商品の輸出増値税還付率を引き下げる。

- 1、鋼材（142の関税コード）の輸出増値税還付率を11%から8%に引き下げる。
- 2、セラミック、一部の革製品とセメント、ガラスの輸出増値税還付率を13%からそれぞれ8%と11%に引き下げる。
- 3、一部の非鉄金属材料の輸出増値税還付率を13%から5%、8%、11%に引き下げる。
- 4、繊維製品、家具、プラスチック、ライター、各木材製品の輸出増値税還付率を13%から11%に引き下げる。
- 5、非機械駆動車（手押し車）及びその部品の輸出増値税還付率を17%から13%に引き下げる。

商品名詳細及び関税コード（税号）は添付2を参照。

(三) 一部商品の輸出増値税還付率を引き上げる。

- 1、重大技術設備、一部のIT製品とバイオ医薬製品、国家産業政策で輸出を奨励する一部のハイテク製品等は、輸出増値税還付率を13%から17%に引き上げる。
- 2、一部の農産物を原料とする加工品の輸出増値税還付率を5%乃至11%から13%に引き上げる。

商品名詳細及び関税コード（税号）は添付3を参照。

(四) 実施日

- 1、上記の輸出増値税還付率調整は2006年9月15日から実施する（輸出通関書の期日を基準とする）。
- 2、2006年9月14日以前（14日を含む）に締結された輸出契約について、2006年12月14日（14日を含む）までに通関手続きを行い輸出する貨物の場合、輸出企業は調整前の還付率で輸出増値税還付を申請することができる。但し、輸出企業は2006年9月30日までに、契約書を持参して輸出増値税還付の主管税務機関に契約を届け出なければならない。届け出の期限を過ぎた場合、または2006年12月15日以降輸出通関手続きを行った場合、一律に調整後の輸出増値税還付率を適用する。
上記の輸出契約とは、締結期日、商品名称、単価、数量、金額等の内容が明確であり、輸出先と輸入先双方の代表がサイン、或いは捺印し、「契約法」などの関連法律法規に合致し、真実且つ効力のある書面契約のことを指し、規定に合致しない契約について、いずれも届け出てはならない。具体的な輸出契約届出管理弁法は国家税務総局により別途公布する。
輸出企業が書き直し、偽造、期日の前倒し等の手段を使用し不法利益の取得を謀る場合、発見されると、税務機関は増値税還付を行わない。既に還付した金額、超過還付金額を回収し、関連法律に基づき処罰する。
- 3、2006年9月14日以前（14日を含む）に締結された価格変更不可の石炭輸出長期契約は、輸出企業は2006年9月30日までに、契約書を持参して輸出増値税還付主管税務機関に契約を届け出なければならない。届け出後の輸出契約は、契約が完了するまで調整前の還付率を適用することができる。
上記の輸出通関日とは全て《輸出貨物通関書〔輸出増値税還付専用〕》に明記された輸出日を基準とする。

二、加工貿易禁止目録を増補

これ迄に既に輸出増値税還付が廃止された商品、及び今回輸出増値税還付が廃止された商品を加工貿易禁止類目録に追加する。加工貿易禁止類目録に追加された商品の輸入は一律に輸入関税と輸入の際の増値税を徴収する。禁止類目録に列記される商品名称及び関税コードは商務部と関係部門が別途公布する。本規定は2006年9月15日から施行する。これ迄に既に商務主管部門に批准され、且つ税関届け出済みの加工貿易業務については、有効期間内にもととの輸入保税政策を適用することができる。期間内に輸出を完了しない場合、延期を許可してはならない。加工貿易の国内販売規定に基づき処理する。商務部と税関総署は上記方針に基づき、別途公告を發布する。

上記規定は輸出加工区、保税区等の税関特別監督管理区域にも適用する。

以上

財政部、発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務局
二〇〇六年九月十四日